

[トップページ](#) | [経済産業省について](#) | [政策別を探す](#) | [組織別を探す](#) | [窓口一覧](#) | [ご意見・お問合せ](#)

[トップページ](#) > [審議会・研究会](#) > [産業構造審議会車両競技分科会](#) > [産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討ワーキンググループ\(第3回\)](#) - 議事要旨

産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討ワーキンググループ(第3回) - 議事要旨

日時:平成22年7月20日(火)9:00~9:10

場所:経済産業省別館8階825会議室

出席者

高橋座長、梅野委員、大山委員、岡委員、梶川委員、小松委員、笹部委員、中村委員

議題

- ▶ JKA補助事業及び交付金還付事業の見直し状況について

議事概要

- ▶ 経済産業省より補助事業審査・評価の見直し案について説明。委員から特段意見はなく、本案をパブリックコメントにかけることについて了解を得た。
- ▶ 経済産業省より、行政刷新会議への報告案について説明。委員から特段意見はなく、本案を行政刷新会議へ報告することについて了解を得た。

以上

問い合わせ先

経済産業省製造産業局車両課
 電話:03-3501-1694

関連リンク


- ▶ [車両競技活性化小委員会JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討ワーキンググループ](#)

最終更新日:2010年7月21日

[このページの先頭へ](#)

[ヘルプ](#) | [リンク](#) | [利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 代表電話 03-3501-1511

Copyright©2010 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved. 

Ministry of Economy, Trade and Industry

[統計](#)

[審議会・研究会](#)

[白書・報告書](#)

[予算執行ポータルサイト](#)

[報道発表](#)

J K A補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて （案）

1. 補助の基準（補助方針）

①補助率の明確化

特に公益性の高い事業や自転車関係事業の振興に不可欠な事業（重点分野）以外の高補助率事業を認めないこととし、原則として補助率を1/2以内とする。

②重点分野の明確化

一機械は重点分野を「自転車振興」、「安全安心」、「標準化」、「公設工業試験研究所支援」に限定する。ただし、社会の環境変化に合わせ、必要に応じ見直す。

一公益の重点分野は、「公益（体育・医療・文教・環境）の増進」、「社会福祉の増進」、「非常災害援護」、「地域振興」及び「国際交流の推進」のうち、特に公益性、重要性の高いものを対象とすることとし、基準の明確化を図る。ただし、社会の環境変化に合わせ、必要に応じ見直す。

③補助対象経費・事業

一これまで機械の補助先団体の一部で認めていた「研究員手当」、「借室料」、「海外事務所経費」のうち、

ア 「研究員手当」については、基準を明確化する。（*）

イ 「借室料」及び「海外事務所経費」は、原則として認めない。

* 補助方針及び募集要項において基準を明確化

一調査研究事業を行うに当たり、調査研究そのものは当該団体で行わず外部に再委託し、当該団体は実質的に委託先の審査しか行っていないような事業については、補助対象としない。（中抜き排除）

一内部留保率が30%を超えている公益法人は、補助対象主体としない。

④その他

一補助先の新たな分野として、NPO法人、大学・研究機関、技術研究組合等に対する少額案件枠（数百万円以下（*））を設ける。幅広く社会還元を図る観点から、補助率、支払い方法等の基準を策定するとともに、審査基準を明確化する。

* 補助方針及び募集要項において上限額を明示

一補助事業は、原則として単年度事業とするが、客観的基準に従い複数年度事業を認める場合であっても、その期間は3年以内とする。

2. 募集

①募集媒体

TVCM、インターネット等を活用することにより、幅広く、かつ、新規の募集者に働きかける。

②事前説明会

これまで、東京で1回、大阪で1回行っていた補助事業説明会の回数を増加するとともに、開催地を多様化し、NPO法人、大学・研究機関、技術研究組合等向けの説明会も開催する。

3. 事務の合理化

①事務的整理の合理化に資するよう、補助要望書のフォーマットを極力具体化・明確化する。

②公設工業試験研究所、福祉車両、リハビリ機器等及び新たな補助先を対象とした少額案件枠（以下、「簡易審査案件」という。）は、原則としてJKA事務局による書面審査とする。

③簡易審査案件以外の案件については、関連する各分野の外部有識者にも事務的審査（書面による要件審査及びヒアリング）に参加してもらい、補助事業審査・評価委員会に適切な情報を提供する。

④前年度に補助事業を行っている補助先団体の場合、ヒアリングの際、前年度事業の事後評価結果と補助要望内容との関係を確認する。

4. 補助事業審査・評価委員会

①審査時間・方法

一審査・評価委員会は、機械、公益それぞれについて、年6回（従来は3回）を基本とし、必要に応じ回数を増加する（6回のうち、少なくとも3回（従来は1回）は個別案件審査に充てる等により、十分な審査時間を確保する）。

一審査方法については、個別案件毎に担当委員（主査及び副査）を決め、予め担当主査が1次審査を行い、担当副査が同1次審査結果をチェックした上で、委員会に諮るものとする。

一必要に応じ申請者からのヒアリングを実施する。

一簡易審査案件については、主査及び副査による事前審査を行わず委員会における審査のみとする。

②審査・評価体制

補助事業審査・評価委員会の委員は、機械・公益でそれぞれ7名となっているが、個別案件毎に担当委員を決めた場合であっても十分な審査を行うことができるよう増員する。また、評価の中立性を確保する観点から補助事業審査・評価委員のうち、評価を専門に担当する委員（以下、「評価専門委員」という。）を数名任命する。

③審査・評価マニュアルの策定

審査・評価を合理的かつ円滑に実施するため「審査・評価マニュアル」を策定する。

5. 事後評価

①事後評価様式等

- 一現在の事後評価様式をより具体化・明確化し、補助先団体に自己評価を行わせることとする。
- 一補助事業成果の効果分析を行い、その結果をJKAでデータベース化し、その後の審査に活用する。
- 一補助事業審査・評価委員会への成果報告は書面だけでなく、実際に発表する機会を設定する（簡易審査案件は除く）。

②事後評価者

- 一補助先団体の自己評価を受け、まずは、JKA事務局及び外部有識者が自己評価に対する「JKA評価」を行うこととする。
- 一JKA評価に対しては、補助事業審査・評価委員会における主査が評価結果をチェックすることとし、主査のチェックが終了したものを補助事業審査・評価委員会に報告する。「評価専門委員」は同委員会において、評価を統括する。

6. 透明性

①補助事業審査・評価委員会

- 一補助事業審査・評価委員会の議事概要は可能な限り詳細化して公表する。
- 一補助事業審査・評価委員会は、個別案件の審査等の場合を除き、公開する。

②補助先団体

- 一JKA補助金の交付を受けた公益法人に対しては、国からの補助金等の交付を受けた場合と同等の情報公開を求めることとする。

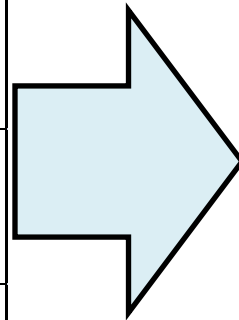
③その他（JKAホームページ）

- －補助方針をはじめとする規定類をわかりやすく掲載する。
- －利用事業実績に関するデータを整理して公表する。

JKA補助の審査・評価の見直しについて

JKA補助の審査・評価につき、以下のように改め、平成23年度補助金の募集を10月中旬以降に開始する。

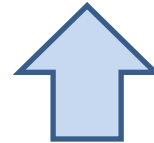
旧	
補助総額	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助事業全体：208億円(平成20年度) ◆機械振興補助：115億円(平成20年度) ◆公益増進補助：93億円(平成20年度)
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律に定められた機械振興が対象。 ◆広範囲に重点分野が存在。 <p>* 具体的な補助対象は別紙</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ◆1/1等の高補助率事業が存在。 ◆案件毎に高補助率を決定。 <p>* 具体的な補助率は別紙</p>
基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ◆「中抜き」事業も審査の上補助。 ◆「借室料」「海外事務所経費」に対する補助を許容。 ◆内部留保率は考慮せず。
審査の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆審査・評価委員会は年3回 ◆うち、個別審査案件は1回 <p>◆審査委員は機械・公益7名ずつのみ。</p>
事後評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助先団体自らの自己評価のみ。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助先団体の情報公開について事業要件なし。



新	
補助総額	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助事業全体について1/3削減。 ◆機械振興補助 2/3削減。 ◆公益増進補助は削減せず。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律に定められた機械振興が対象。 ◆機械工業振興補助の重点分野を「自転車振興」「安全・安心」「標準化」「公設工業試験所支援」に限定。 ◆機械振興補助総額を2/3削減する中、重点項目に優先的に配分。 <p>* 具体的な補助対象は別紙</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益性の高い重点分野以外の高補助率事業は認めないこととし、あらかじめ補助率を明確化。 ◆一般案件は補助率1/2。 <p>* 具体的な補助率は別紙</p>
基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ◆「中抜き」事業の排除。 ◆対象経費としてふさわしくない「借室料」「海外事務所経費」の排除。 ◆「高内部留保率(30%超)」団体の排除。
審査の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆審査回数を少なくとも3倍増。 ◆個別案件毎に担当委員(主査及び副査)を決め、予めチェックした上で審査会に諮る。 ◆審査委員数を大幅増員。
事後評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆事後評価の翌年度審査への反映。 ◆第三者による事後評価制度の創設
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助先団体について、役員報酬規程及び退職金規程の公開、補助金の支出明細の公開を交付の条件に。(国からの補助金等の交付を受けた場合と同等)。

機械工業振興補助の対象・補助率の新旧対照表

旧		新			
補助対象	補助率	補助対象	補助率		
1. 重点項目	(1)環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・小型自動車に関する事業の振興	1/1等の高補助率が存在。 案件ごとに高補助率を決定していた。	1. 重点項目	(1)機械工業における安全・安心に資する取り組みに関する事業で、特に人命事故に関わるもの	3/4
	(2)我が国産業の国際競争力強化につながる研究開発ものづくり基盤産業の強化、製品安全対策の推進			(1)環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・モーターサイクルに関する事業 (2)機械工業における安全・安心に資する取り組みに関する事業 (3)機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進に関する事業 (4)公設工業試験研究所における機械等設備拡充事業	2/3
	(3)技術・技能の向上や継承、職業能力形成の強化並びに若手技術者の育成、青少年の理科離れの推進		2. 一般項目	(1)機械工業におけるものづくり支援に資する事業 先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上及び新規事業の創出等 (2)機械工業における地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業 中堅・中小企業の事業基盤の強化、新規事業の展開 (3)機械工業における環境、医療・介護関連分野に資する事業 3R(リデュース・リユース・リサイクル)への取り組み、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発、医療・介護関連機器の開発等	1/2
	(4)グローバル化、先端技術分野、産学官連携等に対応する知的財産の戦略的活用、模倣品対策等の推進				
	(5)医療、教育・人材分野でのデジタル化推進、地域の活性化及び新産業の育成				
	(6)中小機械工業の研究開発等を通じたイノベーション実現への取組み、販路拡大のための取組み				
	(7)革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、実証の実施により効率的な低炭素社会等の構築				
	(8)アジア諸国との情報通信ネットワークを含む提携強化と積極的なグローバル戦略の推進				
	(9)介護支援等医療・福祉分野の新技術の開発・実用化等				
2. 一般項目	1/2以内	3. 少額研究助成(新設)	(1)大学・研究機関等における研究開発事業 自転車・モーターサイクルその他の機械に関する事業の振興に資する研究開発事業	300万円以内	
			(1)機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備 ○先端的な技術開発を推進する事業、 ○コンテンツ等知的財産の創出、事業化を推進する事業 ○技術・技能の向上や継承、就業能力の向上等人材育成を推進する事業		
			(2)地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進 ○地域における産業振興のための事業 ○中小機械工業の事業展開を推進する事業 ○公設工業試験研究所又はこれに準ずる地方独立行政法人における機械等設備拡充事業		
			(3)機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組の促進 ○省エネルギーの推進、新エネルギーの開発その他地球温暖化対策に資する事業 ○生産、流通等の実態に応じたリデュース(減量化)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)への取組みを推進する事業		
(4)機械工業における国際交流の推進 ○業種別又は国・地域別の国際経済交流を推進する事業 ○貿易・投資の高度化及び円滑化を図る事業 ○海外市場の動向に関する情報収集及び対外広報を図る事業					



- ◆機械振興補助総額を2/3削減。
- ◆重点項目に優先的に配分。

公益増進補助の補助対象・補助率新旧対照表

旧		新	
補助対象		補助対象	
1. 体育・医療・公衆衛生・文教・環境等公益の増進（公益の増進）		1. 公益の増進	
重点項目	(1) 体育 ①自転車競技又はモーターサイクルスポーツ競技施設の整備事業及び啓発普及事業 (2) 文教・環境 ①環境にやさしい自転車社会作り又は自転車を利用した健康増進のための調査研究及び普及啓発事業 ②親と子の世代間交流事業 ③地域の文化・あそび等の体験学習による子どもの健全育成事業 ④引きこもりに関する相談員の育成、研修事業 ⑤犯罪等被害に関する相談員の育成、研修事業 ⑥更生保護等に係る事業及び更生保護施設の整備事業 ⑦児童の事故防止及び犯罪被害の防止に関する啓発普及事業等	重点項目	(1) 自転車・モーターサイクル ①自転車・モーターサイクル競技施設の整備・普及促進 (2) 文教・環境 ①自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する活動 ②親と子のふれあい交流活動 ③地域に根ざしたこどもの自然・文化・遊び体験活動 ④引きこもり・犯罪被害者に関する支援活動 ⑤更生保護施設等の整備 ⑥事故や犯罪から子どもを守る活動 ⑦競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設に対する修繕 (3) 国際交流 ①国際交流の推進活動
一般事業	(1) 体育 ①青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツの振興のための事業 ②スポーツ大会(全国的な規模の大会に限る。)の開催事業 (2) 医療・公衆衛生 ①難病の基礎的研究に係る機器の整備事業 ②検診車及び母子保健指導車の整備事業 (3) 文教・環境 ①文化の振興のための事業 ②青少年の健全育成に係る事業 ③動物の愛護と適正な飼養に関する啓発普及事業 ④自然環境の保護に関する調査研究又は啓発普及事業 ⑤自転車の安全かつ適正な利用の推進又は自転車駐車場の整備事業 ⑥交通安全対策又はこれに関する啓発普及事業	一般事業	(1) 体育 ①国内スポーツ競技力向上のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 (2) 医療・公衆衛生 ①健康や命を守る医療の活動 ②難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備) ③検診車の整備 (3) 文教・環境 ①学術・文化の振興のための活動 ②青少年の健やかな成長を育む活動 ③豊かな自然と動物を大切に活動 ④自転車の活用によって交通安全を促進する活動及び施設の整備 ⑤国民・消費者の安全・安心な社会を作る活動
2. 社会福祉の増進		2. 社会福祉の増進	
重点項目	(1) 児童 ①児童虐待防止に資する施設の整備事業 ②児童虐待の早期発見、早期対応に関する調査研究又は啓発普及事業 ③地域住民が主体となって行う子育てサポート事業 (2) 高齢者 ①高齢者の健やかな地域生活のための施設の啓発普及事業 ②高齢者虐待の早期発見、早期対応及び高齢者の権利擁護に関する調査研究又は啓発普及事業 (3) 障害者 ①障害者の地域活動のための施設の整備事業 ②身体障害者補助犬の普及のための施設の整備事業 ③身体障害者補助犬の普及のための調査研究又は啓発普及事業 ④発達障害に関する啓発・普及、相談又は相談員の育成及び調査研究事業 (4) その他 ①自殺の予防に関する調査研究又は啓発普及事業	重点項目	(1) 児童 ①虐待から子どもを守る施設の整備 ②児童福祉施設の整備 ③こどもが幸せに暮らせる社会を作る活動 (2) 高齢者 ①お年寄りが幸せに暮らせる社会を作る活動 (3) 障害者 ①障害者の地域活動のための施設の整備 ②障害者のための施設の整備 ③補助犬を広める活動と施設の整備 ④障害を持つ人が幸せに暮らせる社会を作る活動 (4) その他の社会福祉事業 ①社会福祉施設の整備 ②幸せに暮らせる福祉社会を作る活動 ③競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設に対する修繕 ④福祉車両・機器の整備
一般事業	(1) 児童 ①児童福祉施設の整備事業 ②児童福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業 (2) 高齢者 ①高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業 ②高齢者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業 ③高齢者が自ら行う社会貢献に係る事業 (3) 障害者 ①障害者のための施設の整備事業 ②障害者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業 (4) その他 ①施設の整備事業 ②社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業 ③福祉車両整備事業 ④機器の整備事業	(少額案件)	※「重点事業」と「一般事業」の区分廃止 (1) 中高生新世紀未来創造プロジェクト ①地域ふれあい交流活動 ②実践的研究を通じた人間力育成支援活動
			100万円以内